

国立大学法人大分大学オープンサイエンス推進会議規程

令和6年6月19日制定
令和6年規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第14条第2項の規定により、全学的なオープンサイエンスの取組について審議するため設置する、国立大学法人大分大学オープンサイエンス推進会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「オープンサイエンス」とは、国立大学法人大分大学における論文のオープンアクセス及び研究データのオープン化・共有化を含む、研究成果の公開及び共有を推進し、研究活動の加速化、新たな知識の創造等を促す取組をいう。

(審議事項)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) オープンサイエンスに係る基本方策に関すること。
- (2) オープンサイエンス方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) オープンサイエンスの実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (4) その他オープンサイエンスに関し重要な事項

(構成)

第4条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 学長が指名する学長特命補佐 若干人
 - (4) 学長が指名する学長補佐 若干人
 - (5) 学部長
 - (6) 研究マネジメント機構長
 - (7) 学術情報拠点長
 - (8) IRセンター長
 - (9) URA室長
 - (10) その他学長が必要と認める職員
- 2 前項第10号の委員は、学長が指名する。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」

とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について、委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第9条 会議の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月19日から施行する。